平成２６年（フ）第３０８号
兵庫県尼崎市大島２丁目８番14号
破産者　西本　陽一
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７号
山形県東田川郡三川町押切新田字街道表187
破産者　株式会社新豊食品
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第９６号
千葉県柏市豊住２丁目３番26号
破産者　有限会社サパン
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１３３号
千葉県流山市前ケ崎410番地の12
破産者　丹羽　忠夫
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１７号
千葉県松戸市松戸新田477番地の４　グローバル大野206号
破産者　上舘　佳明
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２２５号
千葉県柏市逆井３丁目26番１―308号
破産者　宇藤浩二朗
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６６２号
福岡市博多区博多駅東２丁目２番27号
破産者　片岡　　久
1　決定年月日　平成26年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４５号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目12番８号
破産者　武田　静夫
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０６５号
福岡市西区今宿１丁目４番24―401号
破産者　妹川　　愛
1　決定年月日　平成26年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０８７号
福岡県筑紫野市湯町３丁目１番１―903号
破産者　藤　　直子
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒543番地１
破産者　有迫　清春
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７４３号
福岡県筑紫郡那珂川町中原３丁目２番地　プレザント博多南602号
破産者　立木　大輔
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３０号
福岡市南区西長住１丁目７番１号ハイツ中村201、破産手続開始決定時住所福岡市中央区清川２丁目４番３号
破産者　中谷　聖美
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３１号
福岡市南区西長住１丁目７番１号ハイツ中村201、破産手続開始決定時住所福岡市中央区清川２丁目４番３号
破産者　中谷　孝志
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１０号
福岡県糟屋郡志免町別府東１丁目６番２号　ふじコーポ206
破産者　安松　廣司
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１１号
福岡県糟屋郡志免町別府東１丁目６番２号　ふじコーポ206
破産者　安松　玉枝
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０１８号
福岡市中央区警固１丁目４番26―801号
破産者　海野洋治郎
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１３０号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目19番８号、前住所福岡県春日市若葉台東３丁目110番地
破産者　松永　晴美
1　決定年月日　平成26年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２６３号
札幌市東区北19条東12丁目７番16―302号
破産者　高橋　伸和
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３１１号
札幌市清田区平岡４条３丁目12番３号
破産者　水野　明子
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部